

地域猫活動モデル（繁殖制限措置）事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、地域猫活動モデル（繁殖制限措置）事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、事業の適切な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この事業における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）所有者のいない猫とは、動物の所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。
- （2）地域住民集団とは、要綱別表第2欄の事業実施主体を指し、自治会又は地域住民を含めた2人以上の任意の集団をいう。
- （3）地域猫とは、地域住民集団がその地域に住みついた所有者がいない猫を、地域住民の理解を得た上で、不妊去勢手術を実施しその地域で決めたルールにより管理する猫をいう。
- （4）不妊去勢手術とは、オス猫の精巣の摘出手術、メス猫の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。

（助成の対象）

第3条 所有者のいない猫について問題を抱えている地域住民集団が、地域住民の同意を得て作成したルールをもとに、終生責任をもって管理するのに必要な経費（不妊去勢手術、地域住民への広報、エサ代等）に対し補助する事業者とし、対象猫、対象となる集団、対象期間等の実施方法については、補助事業者が要綱等により定めるものとする。

（事業内容）

第4条 地域猫活動モデル（繁殖制限措置）事業の事業内容は次のとおりとする。

市町村が、地域猫を管理する地域住民集団が実施する地域猫の不妊去勢手術及び周辺に広報・周知に要する経費に対し補助する場合、県は補助事業者が設定した助成金額の1/2を交付する。ただし、1頭あたりの上限額はメスは45千円、オスは30千円とする。

（各々の役割）

第5条 本事業における役割は次のとおりとする。

（1）地域住民集団

- ・対象となる猫の数（可能な限り個体別）及び行動範囲の把握
- ・周辺の猫（所有者のいない猫、飼い猫）の状況の把握
- ・餌やり、トイレの設置、清掃等のルール作り
- ・地域住民への周知
- ・市町村への事業申請、報告
- ・不妊去勢手術の対象となる猫の捕獲、手術、管理

- ・地域猫の継続した管理
- (2) 市町村
- ・地域住民集団からの申請を受理、現地の実態把握
 - ・地域住民集団への助言、支援
 - ・苦情相談への対応
 - ・遺棄防止対策、適正飼育の指導
 - ・関係部署と連絡調整
 - ・地域住民集団からの実績報告を受理、現地での実態把握、管理方法等の検討
 - ・東部圏域の市町の場合は、鳥取市生活安全課へ技術的指導や現地での実態把握や管理方法等の検討などに協力を依頼する
- (3) 各総合事務所生活環境局
- ・市町村の依頼に応じ、管理等の技術的指導や現地での実態把握へ協力する
 - ・必要に応じ、地域猫に関する知識を有する人、猫の飼育に詳しい動物愛護ボランティアなどにアドバイスを求める
 - ・地域住民集団への助言、支援
 - ・苦情相談への対応
 - ・遺棄防止対策、適正飼育の指導
 - ・関係部署と連絡調整

(実施の手順方法)

第6条 事業実施主体の活動方法については、次の方法を参考に実施する。

- (1) 趣意に賛同し活動の協力を得ることができる自治会又は地域住民でグループを組織し、組織内でのルール、役割を決定する。また、継続して活動するために必要な資金の調達方法を決める。
- (2) 市町村、総合事務所生活環境局への事前相談
- (3) 活動周辺の地域住民への説明、合意
- (4) モデル地域の指定の申請、決定
- (5) 対象となる猫の状況把握
- (6) 活動の役割分担、ルール作り
- (7) 活動の開始
 - ① 管理
 - ・エサやり 時間と場所を限定し食べ残しの無い量にし、掃除を実施する。エサは残飯等の腐敗しやすく、汚れやすいものは与えない。
 - ・トイレ 地域住民の迷惑にならない場所に、土地の管理者の承諾を得て設置する。処理、清掃をして環境美化に心がける。
 - ② 不妊去勢手術
 - ・捕獲 地域住民に捕獲を実施する日時等を周知し、飼い猫を捕獲しないように努める。捕獲場所についても土地所有者等に承諾、協力を得る。
 - ・手術 搬入予定の動物病院とあらかじめ調整する。不妊去勢手術時に手術済の目印として当該猫の耳先の一部切除を行わなければならない。施術の証拠として、手術の前後に猫の耳の状態や個体が特定できるよう顔や全身の写真を撮影する。また、補助事業者はこのことを確

認しなければならない。

(8) 定期的な活動の報告

周辺住民への活動を報告するとともに、継続して管理するための理解を得るよう努める。

(9) 事業の実績報告を市町村へ提出する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に当たり必要な事項は補助事業者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年9月11日から施行し、平成30年度事業から適用する。